

ETC カード規約

第1条（本規約の主旨）

本規約は、ETC カードの発行及び利用について定めたものです。ETC カードの利用者（以下「会員」という。）は、本規約を承認し、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程及び関係法令を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

- (1)「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。
- (2)「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち株式会社クレディセゾンがクレジットカード決済契約を締結した者をいいます。
- (3)「ETC システム」とは、道路事業者の定める料金所において ETC 利用者が ETC カード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- (4)車載器とは、ETC 利用者が ETC システム利用の為車輻に設置する通信を行うための装置をいいます。
- (5)「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。
- (6)「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。

第3条（ETC カードの発行・管理責任）

- (1)株式会社クレディセゾン（以下「当社」という。）は、当社が発行するクレジットカード会員のうち、本特約を承認のうえ当社の定める方法で ETC カードの発行を申込み、当社が ETC カードの利用を承諾した場合、当該会員が指定したクレジットカード（以下「指定カード」という。）に追加して ETC カードを発行します。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
- (2)ETC カードは、当社が所有権を有し、当社は、会員に対して ETC カードを貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもって ETC カードを管理するものとします。会員は、ETC カードを、第三者に貸出し、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。
- (3)前項に違反し、第三者による ETC カードの使用が発生したことによる損害は、会員が負担します。

第4条（ETC カードの利用方法）

- (1)会員は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受し、通行料金の支払いができます。
- (2)会員は、道路事業者の定める料金所において ETC カードを提示して通行料金の支払いができます。

第5条（ETC カードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠）

- (1)当社は、ETC カードの利用により発生した通行料金等を、指定カードの利用代金と合算して請求し、会員は、これを支払うものとします。
- (2)指定カードによる ETC カード利用代金の支払方法は1回払いとなります。ただし、指定カードの支払方法が1回払いを除く特定の支

払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法が適用されません。

(3)当社は、道路事業者の請求データに基づき会員に対してETCカード利用代金を請求します。会員は、道路事業者の請求データに疑義がある場合、会員と道路事業者間で解決をはかるものとし、当社への支払い義務は免れません。

(4)会員は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員がETCカードを利用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うものとなります。

第6条 (ETCカードの解約・利用・貸与の停止など)

(1)会員は、当社に対して所定書類による届出を行うことにより、いつでもETCカードを解約することができます。

(2)指定カードを解約又は資格喪失した場合、ETCカードも同時に解約され、会員の資格を喪失するものとなります。

(3)会員が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、又はETCカードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。）の利用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、会員に通知もしくは催告することなくETCカード又は指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものとなります。

(4)事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約又は会員資格を喪失した後で、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとなります。

第7条 (ETCカードの紛失・盗難等)

(1)会員は、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとなります。

(2)ETCカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。

(3)会員がETCカードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったものとみなします。

第8条 (ETCカードの再発行)

ETCカードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合、会員は、当社が定める手続きを行うものとし、当社が認めた場合、当社は、ETCカードを再発行します。この場合、会員は、当社が定める手数料を負担します。

第9条 (ETCカードの有効期限)

(1)ETCカードの有効期限は当社が指定し、ETCカードの券面に印字します。

(2)前項の有効期限までに特に会員からの申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方には、新しい有効期限が設定されたETCカードを送付します。

(3)会員は、有効期限内のETCカード利用により発生した通行料金等について、有効期限到来後といえども本規約に基づき支払いの義務を負うものとなります。

第10条 (年会費)

(1)会員は、当社に対し、指定カードの年会費とは別に、当社の定めるETCカードの年会費（消費税を含みます。以下同じ。）を指定カードの決済口座を通じて支払うものとなります。

(2)会員が当社に支払った年会費については、理由の如何を問わず返還しません。

第11条 (ETCカードサービス手数料)

(1) 会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料 (消費税を含みます。以下同じ。) を、指定カードの会員登録月 (以下「会員登録月」という。) の1年後の会員登録月の翌月10日を締切日 (以下締切日という。) として、締切日の翌月4日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日) に第5条(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 会員登録月の1日から翌年会員登録月の前月末日までの期間 (以下「判定期間」という。) において第5条(1)に基づく請求 (以下「ETC請求」という。) がある場合。
- ② 当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第6条(1)(2)に基づき ETC カードが解約済みの場合。
- ③ 当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合 (但し、第7条(1)に基づく届け出をしていた場合に限りです。)
- ④ 判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が1年未満の場合。
- ⑤ 当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カードのいずれかに ETC 請求がある場合。
- ⑥ その他当社が別途定める場合。

(2) 会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還しません。

第12条 (カード会社の免責) 当社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除いて ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

第13条 (指定カードの規約)

本規約に定められていない事項については、ETC カードについても指定カードの会員規約が適用されるものとします。

第14条 (本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条 (本規約の変更等) の規定は、本規約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条 (本規約の変更等) 中「本規約」とあるのは「ETC カード規約」と読み替えるものとします。

2026年8月改定